中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を

ここに公布する。

平成二十二年六月三十日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第二十三号

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正

する条例

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例(平成十一年佐賀県条例

第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一

日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

照表中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対

8 略	2 略
〇・四とする。	〇・四とする。
第五十八条の規定にかかわらず、百分の	第五十八条の規定にかかわらず、百分の
第二十三号。以下「県税条例」という。)	第二十三号。以下「県税条例」という。)
は、佐賀県税条例(昭和三十年佐賀県条例	は、佐賀県税条例(昭和三十年佐賀県条例
る。)に対して課する不動産取得税の税率	る。)に対して課する不動産取得税の税率
あった場合における当該土地の取得に限	あった場合における当該土地の取得に限
土地を敷地とする当該家屋の建設の着手が	土地を敷地とする当該家屋の建設の着手が
得の日の翌日から起算して一年以内に当該	得の日の翌日から起算して一年以内に当該
り、かつ、土地の取得については、その取	り、かつ、土地の取得については、その取
である土地の取得(公表日以後の取得に限	である土地の取得(公表日以後の取得に限
う。)に係るものを除く。)又はその敷地	う。)に係るものを除く。)又はその敷地
定する事務所等(以下「事務所等」とい	定する事務所等(以下「事務所等」とい
ものとし、省令第二条第一項第一号に規	ものとし、省令第二条第一項第一号に規
特定商業基盤施設の用に供する部分に限る	特定商業基盤施設の用に供する部分に限る
特定商業基盤施設の用に供する家屋(当該	特定商業基盤施設の用に供する家屋(当該
置者」という。)について、当該設置した	置者」という。)について、当該設置した
を設置した者(以下「特定商業基盤施設設	を設置した者(以下「特定商業基盤施設設
地活性化事業計画に係る特定商業基盤施設	地活性化事業計画に係る特定商業基盤施設
中心市街地において認定特定民間中心市街	中心市街地において認定特定民間中心市街
から起算して三年内に当該市町の区域内の	から起算して三年内に当該市町の区域内の
るものに限る。以下「公表日」という。)	るものに限る。以下「公表日」という。)
た日が平成二十二年三月三十一日以前であ	た日が平成二十四年三月三十一日以前であ
定基本計画の公表をした日(当該公表をし	定基本計画の公表をした日(当該公表をし
第三条 市町が法第九条第十項に規定する認	第三条 市町が法第九条第十項に規定する認
(県税の不均一課税)	(県税の不均一課税)
改正前	改正後